

乳幼児感染予防策加算について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当院では必要な感染対策を講じたうえで、ご来院の患者様のご協力を得て診察を実施してまいりました。その中でも6歳未満の乳幼児(マスクの正しい着用が難しく、診察時の体動や泣くことが多く、訴えの聴取が困難)の診察についてはすべての診療等において新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた対策が必要との観点から、さらに対策を講じることにより「乳幼児感染予防策加算」を厚生労働省の定めにより算定することが可能になりました。乳幼児の方も安心して通院できるよう当院でもこの加算を算定することに致しました。対象と内容に関しては以下ようになります。

対象者:6歳未満の乳幼児

内容:乳幼児感染予防策加算 100点を診療毎に加算(受給券でのお支払い金額は変わりません)

※令和2年12月15日より実施しております。

当院での感染症拡大予防策

- ① 発熱のある方は診察時間帯を指定させていただいております。
- ② 家庭内や保育園内等での感染症流行状況を確認させていただきます。
- ③ 感染症が疑われる場合は、個室や車での待機をお願いする場合があります。
- ④ 院内で待ち時間が長くなる場合や、院内でお待ちになりたくない方は、お車や院外でお待ちいただくことが可能です。
- ⑤ ドアノブ、手すり、椅子、スイッチ等、触れる可能性が高い場所は、定期的に清掃消毒をしております。
- ⑥ 院内や診察室に入る際は、手指消毒をお願い致します。

※この件に関しましてご不明点等ございましたら、スタッフまでお声掛けください。